

愛知県新城保健所広報紙

A i したら 第25号

平成27年3月発行

新城保健所 〒441-1326 新城市字中野 6-1 電話 0536-22-2203
設楽保健分室 電話 0536-62-0571
ホームページアドレス：<http://www.pref.aichi.jp/iryofukushi/shinshiro-hc/>

新城保健所設楽保健分室

新城設楽福祉相談センター地域福祉課設楽駐在

庁舎移転のお知らせ

新城設楽建設事務所 設楽支所内へ移転します

○ 旧庁舎での業務終了日：平成27年3月13日（金）

○ 新庁舎での業務開始日：平成27年3月16日（月）



移転後の連絡先（電話・FAX 番号は変更なし）

住所：設楽町田口字川原田 6-18（新城設楽建設事務所 設楽支所 内）

電話：0536-62-0571、FAX：0536-62-1879（新城保健所 設楽保健分室）

電話：0536-63-0070、FAX：0536-62-1879（新城設楽福祉相談センター地域福祉課 設楽駐在）

（裏面）難病法に基づく特定医療費助成制度について ⇒

難病法に基づく 特定医療費助成制度について

平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく特定医療費助成制度が始まりました。

本制度では、原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した「指定難病」の治療に係る医療費について助成します。

平成26年12月31日までは国が指定した56の特定疾患についての医療費助成が行われていましたが、本制度ではその数が110に拡大し、さらに今年8月頃には約300に拡大する予定です。

【対象となる方】

愛知県内に居住地（住民票）があり、指定難病にかかっていると認められる方のうち、次のいずれかに該当する方が本制度の助成対象となります。

- 1) 病状の程度が厚生労働大臣が定める認定基準を満たす方
- 2) 1) に該当しない場合であって、支給認定申請を行った月以前の12ヶ月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3ヶ月以上ある方

【給付対象】

指定医療機関が実施する指定難病に関する医療（診療、薬剤など）または介護サービス（訪問看護、訪問リハビリなど）における自己負担額について公費による助成を受けることができます。



※ 本制度では、医療保険上の世帯の市町村民税（所得割）額に応じて、自己負担上限額が設定されます。

※ 本制度の医療給付は、都道府県知事が指定した指定医療機関（薬局、訪問看護事業者等含む。）で受診した場合に限られます。

※ 支給認定申請を行うには、申請書に加え、臨床調査個人票（難病指定医が作成したものに限り）、世帯全員の住民票、公的医療保険の被保険者証等、市町村民税の課税状況が確認できる書類などが必要となります。

上に書かれた内容は制度の概要です。該当する病名や必要書類など、くわしくは、保健所へお問い合わせください。

また保健所では、小児慢性特定疾病医療給付、特定不妊治療医療費助成、B型・C型肝炎患者医療給付などの医療費助成制度も行っております。